

奈良市報告第70号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年12月16日提出

奈良市長 仲川元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年12月5日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年11月1日午後1時頃、奈良市帝塚山二丁目地内において発生した、本市の救急自動車が相手方建物の屋内駐車場出入口の壁を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 172,800円

奈良市報告第71号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年12月16日提出

奈良市長 仲川元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年12月5日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年5月12日午後0時45分頃、奈良市立大安寺西小学校において、給食時に児童が古い牛乳を誤飲したことによる食中毒事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 120, 170円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年12月16日提出

奈良市長 仲川元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年12月5日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年11月4日午後7時16分頃、奈良市横井一丁目地内において発生した、本市の救急自動車が相手方の普通自動車の右側サイドミラーを損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 72,700円

奈良市報告第73号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年12月16日提出

奈良市長 仲川元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年12月5日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年8月13日午前8時30分頃、奈良市針町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 45,749円

奈良市報告第74号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年12月16日提出

奈良市長 仲川元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年12月9日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年7月1日午後9時50分頃、奈良市西大寺東町二丁目地内において、市道を歩いていた相手方が車止めポールの固定用ボルトにより転倒し負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 6,720円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年12月16日提出

奈良市長 仲川元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年12月11日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年11月17日午前8時40分頃、奈良市西登美ヶ丘四丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方所有のごみ収集ボックスに接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 22,900円